

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する 省令案 概要（港湾労働専門委員会関係）

1. 改正の背景

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、厚生労働省が所管する政省令等のうち、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、押印等を不要とするための改正を行うもの。

2. 改正対象

押印等を不要とする改正を検討している省令のうち、港湾労働専門委員会関係は以下のとおり。

港湾労働法施行規則（昭和63年労働省令第35号）

- ①様式第1号（港湾労働者雇用届）
- ②様式第3号（港湾労働者証再交付等申請書）
- ③様式第6号（港湾労働者派遣事業許可・許可有効期間更新申請書）
- ④様式第7号（港湾運送事業実績報告書）
- ⑤様式第10号（許可証再交付申請書、港湾労働者派遣事業変更届出書、港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書）
- ⑥様式第11号（派遣事業対象業務変更許可申請書）
- ⑦様式第12号（港湾労働者派遣事業廃止届出書）
- ⑧様式第13号（港湾労働者派遣事業報告書）
- ⑨様式第14号（港湾労働者派遣事業収支決算書）

3. 改正内容

各対象様式から申請者等押印欄を削除し、かつ直筆署名も不要とする。
また、港湾労働者雇用届（様式第1号第1面）では、本年10月1日より医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限が適用され、医療保険の被保険者番号を様式に記載できなくなったことに対応し、社会保険関係欄の改正を併せて行っている。今後は、当該雇用届の社会保険欄に加入有を○で記載し、被保険者番号をマスキングした上で加入を確認するための被保険者証の写しを提出してもらう措置をとる（様式第1号第3面）。

4. 施行期日等

公 布 日：令和2年12月末（予定）

施行期日：公布日